

賛 助 会 員 規 則

（総則）

第1条 この規則は、一般財団法人カーボンフロンティア機構（以下「本財団」という。）定款第59条の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定める。

（賛助会員）

第2条 賛助会員は、特号会員、1号会員、2号会員及び3号会員からなる。

2 特号会員、1号会員及び2号会員は、別に定める出捐金を拠出する。

3 海外法人と互惠のため相互会員となる場合は、互いの会費、出捐金は無償とする。

（賛助会費）

第3条 賛助会員は、賛助会費を毎年度4月末日までに納入するものとする。

2 賛助会費の一事業年度における額は、別に定めるものとする。

3 賛助会員が退会した場合は、既納の賛助会費は返還しない。

（入退会）

第4条 賛助会員として入会しようとする場合は、本財団に入会を申し入れ、会長の承諾を受けなければならない。

2 賛助会員で退会しようとする場合は、本財団に退会届を提出するものとする。

（会員の特典）

第5条 特号会員は、本財団の事業運営に参画し、優先的に本財団の事業活動に参加するとともに、本財団から情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。

2 1号会員は、優先的に本財団の事業活動に参加し、かつ、本財団から情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。

3 2号会員は、本財団の事業活動に参加し、かつ、本財団から情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。

4 3号会員は、本財団から情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。

(事業報告)

第6条 賛助会員は、本財団から毎事業年度、事業の概要についての報告を受けることができる。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

1. この定めは、平成 2 年 10 月 16 日から適用する。
2. この改正規則は、平成 9 年 7 月 1 日から適用する。
3. 平成 10 年 4 月 1 日 一部改正
4. 平成 11 年 4 月 1 日 一部改正
5. 平成 12 年 4 月 1 日 一部改正
6. 平成 13 年 4 月 1 日 一部改正
7. 平成 14 年 4 月 1 日 一部改正
8. 平成 15 年 4 月 1 日 一部改正
9. 平成 17 年 4 月 1 日 一部改正
10. 財団法人石炭利用総合センターに納められた出捐金は、財団の出捐金として取り扱うものとする。
11. 平成 23 年 12 月 1 日 一部改正
12. 令和3 年 4 月 1 日 名称変更により一部改正 g
13. 令和5 年 4 月 1 日 名称変更により一部改正

出捐金及び賛助会費

(1 口 : 1 0 万円)

区分	出捐金	年会費
特号会員	3 0 口	3 0 口以上
1 号会員	3 0 口	1 0 口以上
2 号会員	5 口	5 口以上
3 号会員	----	2 口以上